

# クルーズプラネットキャンセルサポートで補償される事由(概要)

旅行キャンセル (出国中止)原因	次の事由により海外旅行をキャンセルし、キャンセル費用を 負担された場合に保険金の支払対象となります。 (以下は補償の概要を説明したものです。詳細は2~3ページをご覧ください。)	キャンセル原因者			支払 割合
		本人	同行 予約者	親族	
死亡、危篤(注1)	次の方の <b>死亡</b> または <b>危篤</b> ◆ご本人(記名被保険者)またはそのご家族(配偶者もしくは3親等内の親族) ◆同行予約者またはそのご家族(配偶者もしくは3親等内の親族)	○	○	○	70%
入院(注1)	次の方のケガや疾病による <b>入院</b> (ただし出国予定日からその日を含めて <b>7日前から帰国予定日翌日まで</b> に入院した場合または <b>出国予定日まで</b> に入院が決定した場合) ◆ご本人またはそのご家族(配偶者もしくは2親等内の親族) ◆同行予約者またはそのご家族(配偶者もしくは2親等内の親族)	○	○	○	70%
通院(注1)	次の方のケガや疾病による <b>通院</b> (ただし出国予定日の <b>前々日から翌日まで</b> の <b>4日間のうちいずれかの日に通院</b> した場合) ◆ご本人(記名被保険者)またはそのご家族(配偶者もしくは2親等内の親族) ◆同行予約者またはそのご家族(配偶者もしくは2親等内の親族)	○	○	○	70%
急な出張	勤務先の命令により急な <b>海外出張</b> または <b>2泊以上の国内出張</b> が入った場合(ただし <b>海外旅行期間</b> [出国予定日~帰国予定日]と <b>出張期間の日程が一部でも重複</b> する場合に 限ります。) ( <b>ご注意</b> )企業等の役員や事業主は対象となりません。	○	○		70%
渡航先での民衆の 暴徒化・テロや地震等	渡航(予定)先において次の事象が発生した場合 ◆戦争・内乱・一国全土に渡る <b>民衆の暴徒化・テロ行為等</b> ◆地震・噴火・津波 ◆利用予定の <b>交通機関・ホテル等の事故・火災</b> ◆ <b>退避勧告等(注2)</b> の発出	○	○		70%
交通機関の遅延・欠航・ 運休	搭乗中あるいは搭乗予定の <b>航空機・列車・船舶等</b> (運航時刻が定められた交通機関)の <b>2時間以上の遅延や欠航・運休</b> が発生した場合	○	○		70%
イベントの中止・ 延期	目的地において参加予定の <b>イベントが、出国予定日まで</b> に中止または延期となった場合(事前に取得・予約している日付指定されたイベントの入場券等のうち、 <b>旅行期間内</b> に、かつ、その <b>入場券等の有効期間内</b> に行われるイベントがすべて中止または延期となった場合に限りま	○	○		70%
パスポートの 置き忘れ、失効等	パスポートの <b>紛失、盗難、自宅等への置き忘れ、有効期間の満了</b> または <b>残存有効期間不足</b> により日本から出国できなかった場合(VISA取得の都合を原因とするキャンセルは含みません)	○	○		70%
妊娠・早産等	<b>妊娠の判明、出産、早産・流産</b> が発生した場合	○	○		70%
婚約破棄、離婚	ご本人(記名被保険者)と同行予約者との間での <b>離婚や婚約破棄</b> が発生した場合(出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間で離婚や婚約破棄があった場合も含みます)	○	○		70%
ペットの死亡	家庭で飼っている <b>ペット(犬またはねこに限りま</b> す)が <b>死亡</b> し遺体処理をした場合	○	○		70%
災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により <b>災害対策基本法に基づく避難指示等</b> が公の機関から出された場合	○	○		70%
緊急事態宣言、 出入国規制等	全都道府県に対する <b>日本国政府の緊急事態宣言の発令</b> 、渡航先における <b>外国の官公署の緊急事態宣言の発令</b> 、 <b>外国の出入国規制</b> もしくは <b>感染症(注1)による隔離</b> が 発せられた場合(注2)	○	○		70%
裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として <b>裁判所に出頭</b> する場合	○	○		70%
勤務先の倒産	<b>勤務先企業が倒産</b> した場合	○	○		70%
建物・家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により <b>居住建物や家財に100万円以上の損害</b> が発生した場合	○	○		70%
保険金お支払いの 対象外に関する 注意事項	◆クルーズプラネットキャンセルサポートご加入前に上記の旅行キャンセル(出国中止)原因が発生していた場合は、保険金のお支払いの対象になりません( <b>補償開始は契約日翌日の午前0時から</b> となります)。 ◆クルーズプラネットキャンセルサポートで補償される事由(旅行キャンセル原因)は上記項目に限定されていますので、 <b>上記以外の原因により旅行をキャンセルした場合は、保険金お支払いの対象になりません。</b> (注1)死亡・危篤、入院、通院、感染症 これらの事由の原因がご本人または同行予約者のケガ・疾病の場合、クルーズプラネットキャンセルサポートご加入前に <b>原因(受傷や疾病の発病)が発生していた場合は、保険金のお支払いの対象になりません。</b> (注2)退避勧告等、緊急事態宣言、渡航先における外国の官公署の緊急事態宣言の発令、外国の出入国規制、感染症による隔離発令 これらの事由について、 <b>契約日(保険料領収)前に世界保健機関(WHO)がパンデミックの宣言</b> またはこれに準ずる表明を行った <b>感染症</b> およびこれに伴って発生したものを原因として発生した場合はお支払いの対象になりません。例えば、 <b>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を原因としてこれらの事由に至った場合は、お支払いの対象になりません。</b>				

# 海外旅行保険(クルーズプラネットキャンセルサポート) 重要事項のご説明

## 【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、海外旅行保険に関する重要な事項を説明しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約等をご確認ください。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

▼保険申込人と旅行者(記名被保険者)が異なる場合は、旅行者(記名被保険者)の方にこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

## 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

## 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

▼この書面における主な用語についてご説明します

疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産ならびに歯科疾病を含みません。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
渡航手続費	査証料、予防接種料、電子渡航手続きに係る費用等をいいます。

民衆の暴徒化	世間一般の人々が集団で破壊、略奪、放火等を行うことで、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい、軍または準軍事組織が鎮圧に介入するものに限りません。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
退避勧告等	日本国政府または在外公館が発出する危険情報または感染症危険情報における退避勧告または渡航中止勧告をいいます。
イベント	音楽、舞台、祭り、花火大会、展示・販売、会議、スポーツ観戦・競技会その他これらに類似の興行をいいます。
業務出張	勤務先の出張命令者の命令による出張をいいます。ただし、企業等の役員または事業主は業務出張の対象に含みません。
同行予約者	記名被保険者と同一の旅行を参加予約した者で記名被保険者に同行する者をいいます。
記名被保険者等	記名被保険者または同行予約者をいいます。
記名被保険者	本保険により補償を受ける方で加入申込票に「旅行者名(記名被保険者名)」として記載された方をいいます。

## I. 契約締結前におけるご確認事項

### 1. 商品の仕組み

#### (1) 商品の仕組み 契約概要

この説明書では「海外旅行保険(クルーズプラネットキャンセルサポート)」を説明しています。

本保険は、保険金支払事由が発生したことにより出国を中止した際に発生する費用を補償する保険です。

※海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

#### (2) 被保険者の範囲 契約概要

包括契約特約期間に、旅行行程を開始する下記の者とします。

株式会社クルーズプラネットが販売・募集する海外旅行の参加者(ただし、保険加入を希望しない方は除きます。)

▼記名被保険者の範囲は、次のとおりです。

	記名被保険者の範囲	
	本人(注)	
個人プラン	○	

(注)本人とは、加入申込票の「旅行者名(記名被保険者名)」欄に記載の方をいいます。補償の対象となるのは、ご本人のキャンセル料のみです。家族旅行等の場合、旅行者(ご家族)各々が別々に保険にご加入ください。

## 2. 基本となる補償、保険金額の設定等

### (1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
旅行変更費用保険金 <b>補償重複</b> ★旅行変更費用補償(支払事由拡大型)特約⑩ ☆出国後中止費用対象外特約セット ☆旅行変更費用補償(支払事由拡大型)特約の支払事由(目的地におけるイベントの中止・延期)の追加に関する特約 ☆旅行変更費用保険金の縮小てん補に関する特約	次のいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、加入申込票の「旅行者名(記名被保険者名)」欄に記載された方(記名被保険者)が出国を中止した場合 ①記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます)、記名被保険者等の配偶者・3親等内の親族が死亡した場合または危篤となった場合 ②記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(*1)により入院が必要となった場合(出国を予定していた日のその日を含めて7日前から帰国を予定していた日の翌日までの間に入院をした場合、または出国を予定していた日の前に入院が決定されていた場合に限りです) ③記名被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害(損害の額は、修理費または保険価額のいずれか低い方をいいます)を受けた場合 ア.火災、落雷、破裂または爆発 イ.風災、水災、雹(ひょう)災、雪災 ウ.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ④記名被保険者等が、裁判所の呼出により証人、鑑定人または裁判員として裁判所に出席する場合 ⑤記名被保険者等の渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)において、次の事由が発生した場合 ア.戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、	次の①から⑩までのいずれかによって、該当する事由によって発生した費用については、保険金をお支払いできません。なお、次の④に掲げる事由は左記「保険金をお支払いする場合」⑤ア.には適用しません。 ①保険契約者、記名被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②記名被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③記名被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のない



- イ.地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ウ.記名被保険者等が利用を予定していた運送機関・宿泊機関の事故または火災
- エ.渡航先に対する日本国政府、在外公館による退避勧告または渡航中止勧告の発出(ただし、保険料領収前または契約日以前に世界保健機関(WHO)がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを除きます)

- ⑥全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、渡航先における外国の官公署の緊急事態宣言の発令、または記名被保険者等に対する外国の出入国規制もしくは感染症による隔離が寄せられた場合(ただし、保険料領収前または契約日以前に世界保健機関(WHO)がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを除きます)
  - ⑦記名被保険者等に対して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条または第61条に基づく避難指示等が公の機関から出された場合
  - ⑧記名被保険者等が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの2時間以上の遅延または欠航・運休
  - ⑨記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(\*1)により通院が必要になった場合(出国を予定していた日から起算してその日を含めて3日前から翌日のうち、いずれかに通院した場合に限ります)
  - ⑩記名被保険者等が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために日本国外への業務出張(\*2)、または国内の2泊以上の宿泊を伴う業務出張(\*3)をする場合で、出国を予定していた日から帰国を予定していた日の間に業務出張の開始日から業務出張の終了日のいずれかが含まれた場合
  - ⑪ペット(\*4)が死亡し、そのペットの遺体を処理した場合(獣医師による死亡診断書または公の機関への死亡届が提出できる場合に限ります)
  - ⑫下記のいずれかに掲げる者の間で婚約予約の不履行等(\*5)または離婚が発生した場合
    - ア.記名被保険者と同行予約者との間
    - イ.記名被保険者等が渡航先で出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間
  - ⑬記名被保険者等の妊娠の判明、もしくは記名被保険者等が出産、早産または流産(切迫早産、切迫流産を含みます)した場合
  - ⑭記名被保険者等のパスポートの紛失または盗取、自宅等へ置き忘れた場合
  - ⑮記名被保険者等のパスポートの有効期間の満了または残存有効期間により、渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)に出国できなかった場合
  - ⑯記名被保険者等の勤務する会社が倒産(\*6)した場合
  - ⑰目的地において記名被保険者等が参加予定のイベントが出国を予定していた日までに中止または延期となった場合(事前に取得または予約した日付指定の入場券等のうち、旅行期間内、かつ、入場券等の有効期間内に行われるイベントがすべて中止または延期となったものに限ります)
- (\*1)妊娠、出産、早産または流産に起因する病気や歯科疾病を含みません。
- (\*2)勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張であって、日本を出国してから帰国するまでの期間が3か月以内のものをいいます。
- (\*3)勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。ただし、企業等の役員または事業主は業務出張の対象に含みません。
- (\*4)記名被保険者等が個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。
- (\*5)婚約予約の無効、取消しおよび不履行をいいます。
- (\*6)次の①または②のいずれかに該当する事態をいいます。
- ①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、または主務官庁の命令、決定等による業務の停止等
  - ②手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

旅行変更費用保険金  
補償重複

★旅行変更費用補償  
(支払事由拡大型)  
特約⑩

☆出国後中止費用対象  
外特約セット

☆旅行変更費用補償  
(支払事由拡大型)  
特約の支払事由(目的地におけるイベントの中止・延期)の追加に関する特約

☆旅行変更費用保険金の縮小てん補に関する特約

もの(注1)

- ⑨別記の「補償対象とならない運動等」を行っている間のケガ、病気
- ⑩契約日以前または保険料の払込み前に発生した保険事故(その原因を含みます)
- ⑪記名被保険者等について、保険金をお支払いする場合(左記)①の死亡もしくは危篤、②の入院もしくは⑨の通院の直接の原因となった傷害の発生もしくは疾病の発病または⑥の隔離の直接の原因となった感染症の発病の原因が契約日以前または保険料の払込み前に発生していた場合

など

(注1)医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

<補償対象とならない運動等>

- ①山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます)
- ②リュージュ
- ③ボブスレー
- ④スケルトン
- ⑤航空機(グライダーおよび飛行船を含みません)操縦(職務として操縦する場合を含みません)
- ⑥スカイダイビング
- ⑦ハンググライダー搭乗
- ⑧超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません)搭乗
- ⑨ジャイロプレーン搭乗
- ⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動

保険金のお支払額

出国中止により、記名被保険者またはこれらの方の法定相続人が負担された次の費用(※)について、次の算式により算出した額をお支払いします。ただし、引受保険会社がお支払いする旅行変更費用保険金の額は保険金額を限度とします。

記名被保険者またはこれらの方の 法定相続人が負担された次の費用(※)	×	70%
---------------------------------------	---	-----

※費用とは、以下を指します。

- ①旅行サービスの取消料、違約料等。ただし、払戻しが受けられる場合は、これを差し引いた額とします。また外貨で設定された価格・費用についてその価格・費用の全額の払戻しを受けた場合は、購入時と払戻し時の円貨換算レート差による為替差損分は、含まれません。
- ②渡航手続費として、出国中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。ただし、出国中止した後においても使用できるものに対して支出した費用は除きます。

**(2)複数のご契約があるお客さまへ** 注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

**<他の保険契約等がある場合の取扱いについて>**

他の保険契約等がある場合、特約によりお支払いする保険金の取扱いが異なります。特約名の後に(A) (B)がある場合、次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額
<p>保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2) (Aの場合)または損害の額もしくは費用の額(*3) (Bの場合)を超えるとときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</li> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2) (Aの場合)、または損害の額もしくは費用の額(*3) (Bの場合)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> <li>(*1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</li> <li>(*2)この保険契約および他の保険契約等の支払責任のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。</li> <li>(*3)それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</li> </ul> <p>・Aの場合、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>

**<補償が重複する可能性のある主な特約>**

今回海外旅行保険にセットする特約
旅行変更費用補償(支払事由拡大型)特約
補償の重複が発生する他の保険契約の例
他の海外旅行保険の旅行変更費用補償特約

**(3)保険金額の設定** 契約概要

保険金額の設定については、旅行代金(航空券料金・宿泊費用等)に基づき設定ください。またご加入プラン(保険金額)については、加入申込票をご確認ください。

**(4)保険期間および補償の開始・終了時期** 契約概要 注意喚起情報

- ①保険期間  
契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または満期日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- ②補償の開始  
契約日の翌日の午前0時に始まります。ただし、保険料領収前または、契約日以前に「保険金をお支払いする場合」に該当していた場合またはその原因が発生していた場合については、保険金をお支払いしません。
- ③補償の終了  
「①保険期間」に関わらず、記名被保険者が出国するまでとなります。▶

**3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等**

**(1)保険料の決定の仕組み** 契約概要

保険料は、保険金額に基づき決まります。実際に加入する保険料は、加入申込票をご確認ください。

**(2)保険料の払込方法** 契約概要 注意喚起情報

保険料は、ご加入と同時に全額を払込みください。

**(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い** 注意喚起情報

保険料は、上記「(2)保険料の払込方法」のとおり払込みください。上記「(2)保険料の払込方法」により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

**4. 満期返れい金・契約者配当金** 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

**II. 契約締結時におけるご注意事項**

**1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)** 注意喚起情報

- (1)保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- (2)故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。今一度、告知内容をご確認ください。

**2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)** 注意喚起情報

この保険は株式会社クルーズプラネットが保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

**III. 契約締結後におけるご注意事項**

**1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)** 注意喚起情報

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

保険契約者の住所または連絡先を変更した場合

**2. 解約と解約返れい金** 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または保険契約者までお申し出ください。この保険は契約日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

**3. 被保険者からの解約** 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

**その他、留意していただきたいこと**

**1. 契約取扱者の権限** 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

**2. 包括契約の仕組み** 契約概要 注意喚起情報

この保険は株式会社クルーズプラネットが保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料を



▶前ページからのつづき

とりまとめのうえ保険会社に払込みいただきます。

なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

### 3. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 4. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

#### 個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険の適正なお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

- 法令等の対応について  
個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。
- 契約等の情報交換について  
引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について  
引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。  
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

### 5. 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に事故受付センター、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。事故が発生した場合の連絡先は、最後の8ページをご参照ください。

### 6. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合
  - ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
  - ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- など

### 7. 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*2)を終えて保険金をお支払いします>(\*3)

- (\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

### 8. 代理請求人

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」  
(\*) 法律上の配偶者に限ります。

### 9. その他引受条件等

- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## ＜ 保険金のご請求時にご提出いただく書類 ＞

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、下表の「共通」に記載の書類に加えて、下表の各旅行キャンセル(出国中止)原因に関して「保険金請求に必要な書類(例)」欄に記載の書類をご提出いただけます。

(注1) 提出いただいた書類をご確認させていただいた後で、事故の内容、損害の額に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(注2) 保険金のご請求時にご提出いただく診断書やその他の書類の取得費用(取得のための交通費を含む)は自己負担となりますのでご注意ください。

旅行キャンセル (出国中止)原因	保険金請求に必要な書類(例)	
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外旅行保険金請求書 [クルーズプラネットキャンセルサポート](原本)</li> <li>・事故状況申告書 [クルーズプラネットキャンセルサポート](原本)</li> <li>・株式会社クルーズプラネット 発行の取消料証明書(原本)</li> </ul>	
	＜旅行者(ご本人または同行予約者)の傷害・疾病＞	＜旅行者以外のご家族の傷害・疾病＞
1.死亡、危篤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書(死体検案書)</li> <li>・危篤証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お亡くなりになったこと(お名前/逝去日)を確認できる書面(葬儀開催連絡等)</li> <li>・危篤証明書</li> </ul>
2.入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)</li> </ul>
3.通院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始したことが確認できる医師の診断書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院日が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)</li> </ul>
4.急な出張	出張命令書、出張スケジュール表、出張報告書等出張期間が確認できる書類	<p style="text-align: center;">＜海外出張によるキャンセルの場合＞</p> <p>左記に加え、当該出張における出入国、往復の移動記録が分かるもの〔旅券(パスポート)の出入国手続きが確認できる部分のコピーもしくは、航空券のeチケットのコピー、または搭乗券の半券。交通機関発行の領収書・切符等〕</p> <p style="text-align: center;">＜国内出張によるキャンセルの場合＞</p> <p>左記に加え、当該出張における宿泊施設への宿泊、往復の移動記録が分かるもの(宿泊施設発行の宛名入りの領収書(室料がわかるもの)、および交通機関発行の領収書・切符、航空券、搭乗券の半券等)</p>
5.渡航先での民衆の暴徒化・テロや地震等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書に詳細をご記入ください。(新聞報道等での代替可)</li> </ul>	
6.交通機関の遅延・欠航・運休	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関発行の遅延証明書、航空会社発行の遅延・欠航証明書(事故状況申告書に運休・遅延したフライト番号(列車名)等を記入のうえ、その状況の詳細を記載することで代替可)</li> </ul>	
7.イベントの中止・延期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントへ参加/入場予定であったことおよび参加/入場予定日(および中止/延期となった事情)が確認できる資料(入場券・予約券と中止・延期の案内書面等)</li> </ul>	
8.パスポートの置き忘れ、失効等	<p>[紛失、盗難、置き忘れ]</p> <p>[失効・有効期間不足]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失/盗難の場合は、<b>遺失(盗難)届出証明書</b>(証明書を入手できなかった場合は遺失/盗難届の受付(受理)番号等の記載で代替可)</li> <li>・パスポートのコピー(氏名、有効期間が確認できるページ)</li> </ul>
9.妊娠、早産等	<p>[妊娠]</p> <p>[早産等]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の判明が契約日の翌日以降であることがわかる資料(病院発行の妊婦の氏名が記載された治療費領収書・妊娠証明書等)</li> <li>・出産日(早産、流産した日を含む)が契約日の翌日以降であることがわかる書類</li> </ul>
10.婚約破棄、離婚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書に詳細をご記入ください。</li> </ul>	
11.ペットの死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医師による死亡診断書(死体検案書)または役所/保健所への死亡届</li> </ul>	
12.災害避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書に詳細をご記入ください。</li> </ul>	
13.緊急事態宣言、出入国規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書に詳細をご記入ください。</li> </ul>	
14.裁判所への出廷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所から受けた出廷要請を証明する書類(出廷日が確認できる資料)</li> </ul>	
15.勤務先の倒産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産の事実が分かる資料</li> </ul>	
16.建物・家財の損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物または家財の損害の程度を証明する書類(修理見積書、修理請求書、写真等)</li> </ul>	

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット：重要事項のご説明でご確認ください。特に下記の【ご加入時の注意点】は十分にご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約も含まれます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

### 【ご加入時の注意点】

ご加入方法	お支払いの対象となるのはご加入ご本人(記名被保険者)のキャンセル料のみです。 このため複数旅行者での旅行の場合には、各旅行者が各々保険にご加入ください。 家族旅行の場合も代表者が家族総額の旅行代金で加入されるのではなく、各旅行者がご自分を記名被保険者として個別にご加入ください。旅行者が未成年者の場合は、親権者が申込人となって旅行者(未成年者)を記名被保険者としてご加入ください。
補償対象期間	補償対象期間は契約日の翌日午前0時から出国までとなります。 補償対象期間中に「クルーズプラネットキャンセルサポートで補償される事由」(1ページ)記載の事由が発生し、それを原因として補償対象期間中に実際に海外旅行をキャンセルされた場合がお支払いの対象となります。
支払事由	お支払いの対象となる事由は(クルーズプラネットキャンセルサポートで補償される事由)(1ページ)に記載の16項目のみとなります。これらの事由以外による旅行キャンセルはお支払いの対象になりません。
既往症	保険ご加入前に旅行をキャンセルする原因が発生している場合はお支払いの対象にはなりません。 このため現在治療中のご病気があり、そのご病気が保険加入後に悪化し旅行をキャンセルされた場合は、入院・通院等の支払事由に記載する要件に該当している場合も支払対象とはなりません(同行予定者のご病気の場合も同様ですのでご注意ください)。
新型コロナウイルス	緊急事態宣言の発令、日本国政府の渡航中止勧告(退避勧告等)、外国の入国規制の発令、感染症による隔離を原因とするキャンセルの場合、保険加入時においてすでに世界保健機構(WHO)がパンデミック宣言を行った感染症に関するものである場合はお支払いの対象になりません。 このため新型コロナウイルスに関しては、すでに2020年3月にWHOがパンデミックを宣言しているため、上記事由によるキャンセルはお支払いの対象となりません(ただし上記以外の事由はこの限りではありません。8ページ「保険ご加入に関するQ&A」のQ10、Q11をご参照ください。)

## 事故のご連絡にサポートを必要とされるお客さまへ

手話通訳サービスご利用による事故のご連絡を受け付けています。

- ・受付時間は、8:00~21:00(年中無休)です。
- ・聴覚、発話に障がいのあるお客さまを対象としたサービスです。
- ・お客さまよりテレビ電話※を通じて、プラスヴォイス社(通訳事業者)にてご連絡を受け付け、通訳オペレータが電話(音声)で引受保険会社担当者へ通訳します。

#### 【ご利用方法】

- ①「三井住友海上手話通訳センター」ボタンを押すか、QRコードを読み取りご利用ください。
- ②「手話・筆談」もしくは「文字チャット」を選択すると通訳オペレーターへつながります。
- ③iOS端末をご利用の場合は「マイク及びカメラのアクセス」を許可にしてください。



※ご利用時の動作環境やお困りのときは、プラスヴォイス社HP(<https://plusvoice.co.jp/skyrtc/faq.html>)へ➡

#### 【注意事項】

- ・本サービスは、スマートフォンやWebカメラ搭載のパソコン・タブレットでご利用いただけます。
- ・本サービスでは、ブラウザを利用します。ご利用いただけるブラウザは、Google Chrome,Safari,Microsoft Edge,Firefoxです。Internet Explorerや一部のAndroid端末(Xperiaの特定機種等)ではご利用いただけません。
- ・本サービスご利用時の携帯電話、スマートフォンなどのご利用料金やインターネット通信料など、通信にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- ・携帯電話、スマートフォンからのテレビ電話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。予めお客さまの携帯電話、スマートフォンのご契約プランをご確認のうえ、ご利用ください。
- ・本サービスをご利用したことおよびご利用できなかったことによって生じたいかなる損失・不利益に対しても、株式会社プラスヴォイスおよび三井住友海上火災保険株式会社はその責を負いません。



## ご連絡・お問合わせ窓口

加入前の補償内容のお問合わせ並びにご旅行のキャンセルは

**【代理店・扱者】株式会社クルーズプラネットにお問合わせください。**

事故が発生し、旅行のキャンセル費用の負担が確定した場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

365日事故受付サービス 「三井住友海上 キャンセル保険事故受付窓口」 0120-260-184(無料)受付時間 [9:30~18:30]

指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

・受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

三井住友海上への苦情がある場合は

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」 <https://www.ms-ins.com/contact/cc> [こちらからアクセスできます。](#)



※クルーズプラネットキャンセルサポートに関する補償内容やご旅行のキャンセルについてのお問合わせは、上記窓口では対応できません。

## 保険ご加入に関するQ&A

Q1 いつまで加入ができますか？

A ご旅行と同時に申込みであれば旅行開始日の7日前まで、ご旅行と別々での申込みの場合は旅行開始日の14日前まで加入可能です。

Q2 どのように申込すれば良いですか？

A クルーズプラネット各店頭でお申込みください。

Q3 この保険はいつからいつまでを補償しますか？

A 契約日の翌日午前0時から出国するまでとなります。

Q4 保険金を請求したい場合はどうしたら良いですか？

A 実際にキャンセル費用が確定した時点で、三井住友海上キャンセル保険事故受付窓口(TEL.0120-260-184)までご連絡ください。なお、オペレーターには「海外旅行用のクルーズプラネットキャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

Q5 乗車券・航空券のみ、あるいは宿泊のみで手配した場合もこの保険に申込みできますか？

A はい。募集型企画旅行および受注型企画旅行等のパッケージ旅行だけでなく、クルーズプラネットを通じての予約であれば、乗車券・航空券のみで予約、宿泊費用のみで予約の場合でも本保険の対象となります。

Q6 海外に住んでいるが、加入できますか？

A 加入できるのは、日本在住の方のみとなります。

Q7 解約返れい金はありますか？

A 契約日の翌日午前0時から補償開始するため、解約返れい金はありません。(旅行をキャンセルされた場合もご加入いただいたクルーズプラネットキャンセルサポートの保険料の返戻はできません。)

Q8 日程を変更して出国した場合、変更に伴う旅行サービスの取消料や違約料は補償の対象となりますか？

A 出国した場合は、補償が終了しますので、補償対象外となります。

Q9 主催者都合による旅行キャンセルの場合は、解約返れい金はありますか？

A 契約日の翌日午前0時から補償開始するため、解約返れい金はありません。

Q10 新型コロナウイルス感染症に感染し、旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？

A 新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡・危篤、入院、通院した場合、それぞれの支払要件にあてはまる場合は補償対象です。

Q11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためイベントが中止・延期となり、旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？

A 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大防止等を理由にイベントが中止・延期された場合、支払要件にあてはまる場合は補償対象です。

Q12 新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発令されたため旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？

A 新型コロナウイルス感染症は、すでにWHOがパンデミック宣言を表明しているため補償対象外です。

万一、事故が起こり、旅行のキャンセル費用の負担が確定した場合は

365日事故受付サービス 三井住友海上キャンセル保険事故受付窓口へご連絡ください。

加入前の補償内容のお問合わせ並びにご旅行のキャンセルは、クルーズプラネットへご連絡ください。

365日事故受付サービス「三井住友海上キャンセル保険事故受付窓口」

0120-260-184 (無料)受付時間 [9:30~18:30]

※お電話の際は、お手元に旅行の予約番号または受付番号をご用意のうえ、オペレーターへ「海外旅行用のクルーズプラネットキャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

〈引受保険会社〉

〈代理店・扱者〉

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

企業営業第五部 航空旅行宇宙課

TEL (03)3259-4135

HOME PAGE <https://www.ms-ins.com>